

## 第2部 分科会Aグループ(2)

「中小企業における労使コミュニケーションと労働条件決定システム」

# 中小企業の労働条件決定における 労働者の参加の実態

2007.9.7(金)

JILPT研究フォーラム2007

(東京・ベルサール九段)

労働政策研究・研修機構(JILPT)

労使関係・労使コミュニケーション部門

研究員(労働法) 内藤 忍

# 本報告で明らかにすること

中小企業において、労働基準法が定める労働条件決定への労働者の参加は、どのくらい機能しているか

特に、

1. 就業規則の変更手続
2. 三六協定における過半数代表選出

# 労働基準法が定める手続

## 就業規則の作成・変更時の手続

- ・労働者の過半数代表の意見聴取(90条1項)
- ・届け出にあたって、意見を記した書面の添付(2項)

## 時間外・休日労働をさせる場合の手続

- ・過半数代表と書面による協定(三六協定)を締結し、行政官庁に届け出る(36条1項)

# 労働基準法上の過半数代表

## 過半数代表

### 過半数組合

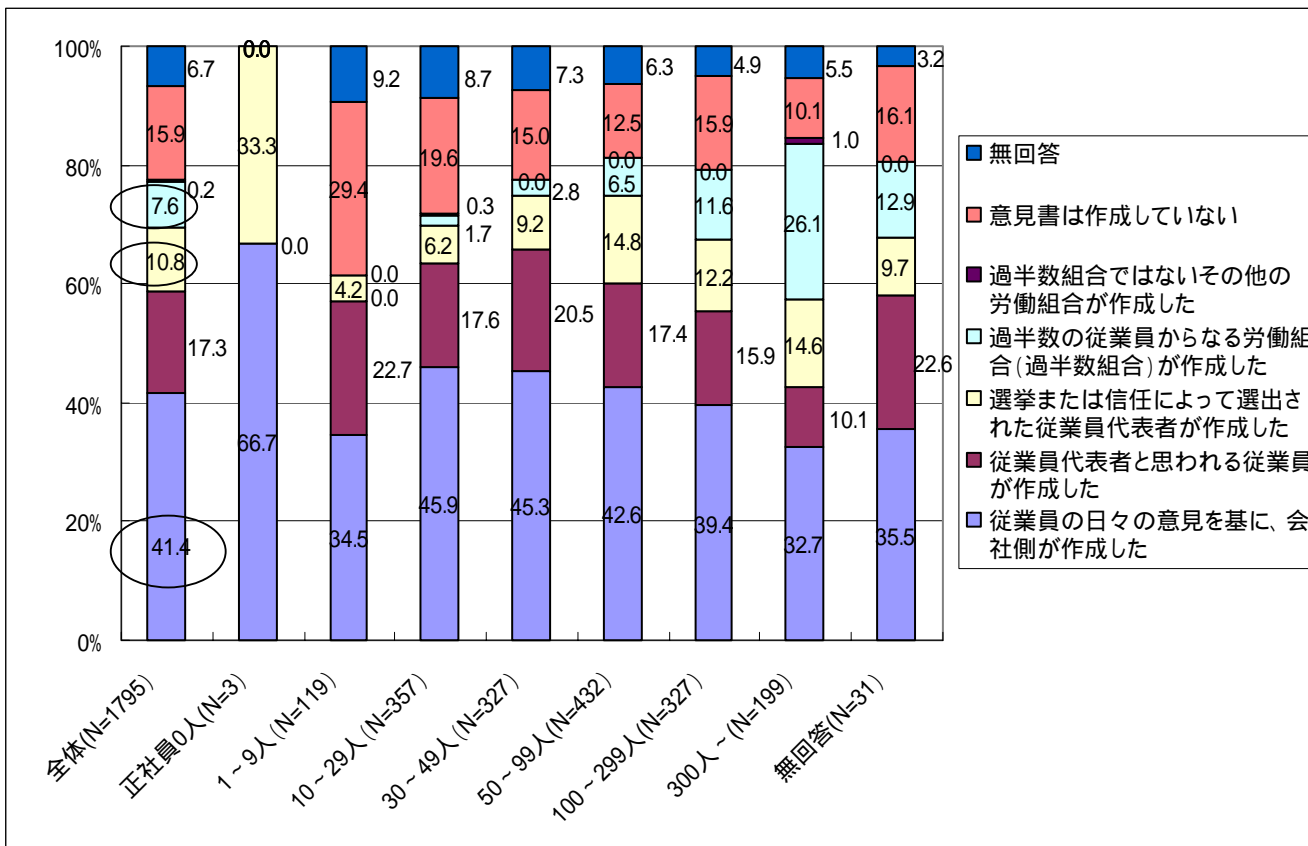
過半数組合がない場合には、

過半数代表者・・・労使協定の締結等を行う者を選出することを明らかにして実施される「投票、挙手等\*の方法」による手続により選出された者

\*「等」＝「労働者の話し合い、持ち回り決議等労働者の過半数が当該者の選任を支持していることが明確になる民主的な手続」

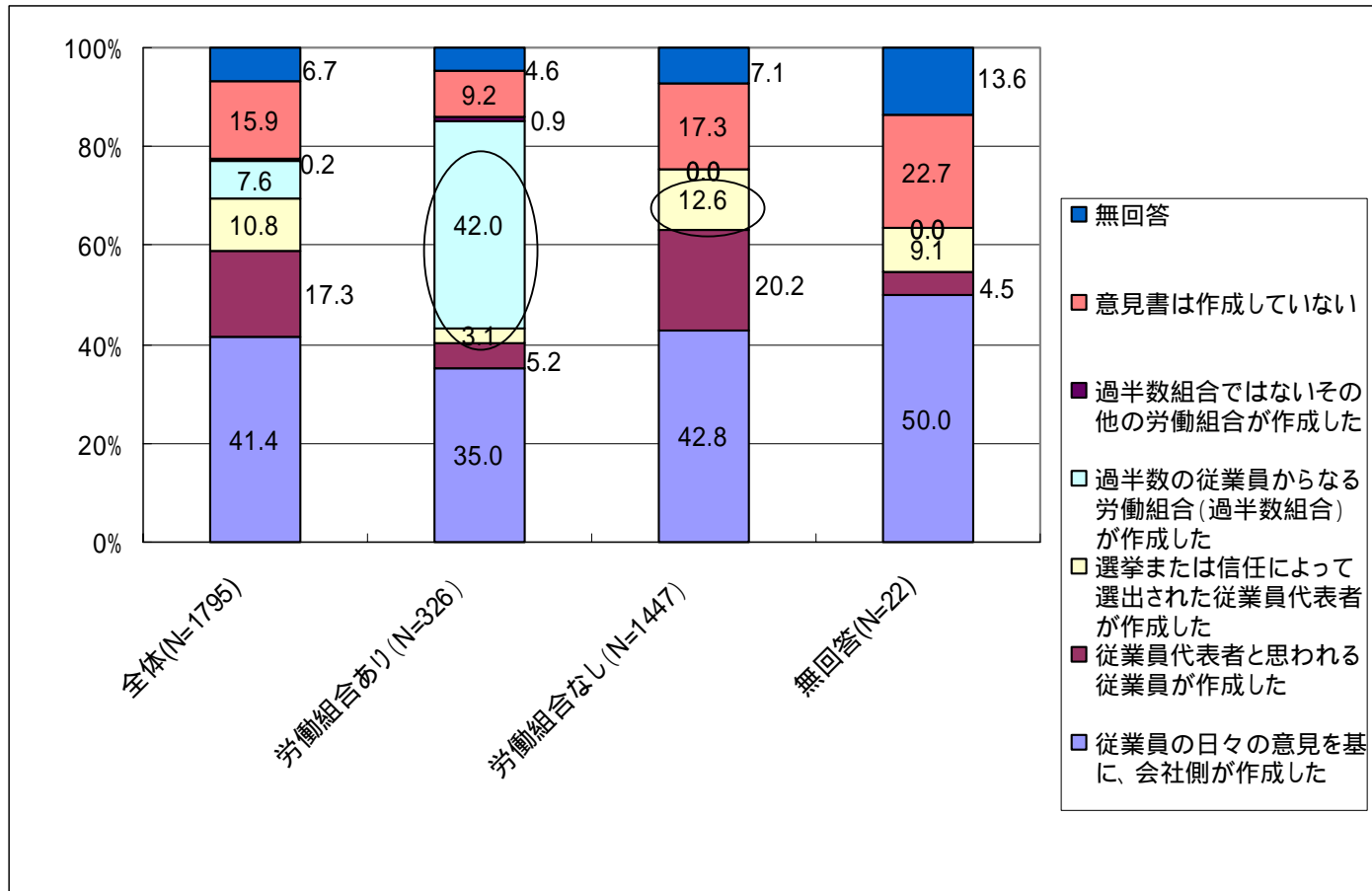
# 1. 就業規則の変更

## 就業規則変更時の 労働者の意見書作成方法



# 1. 就業規則の変更

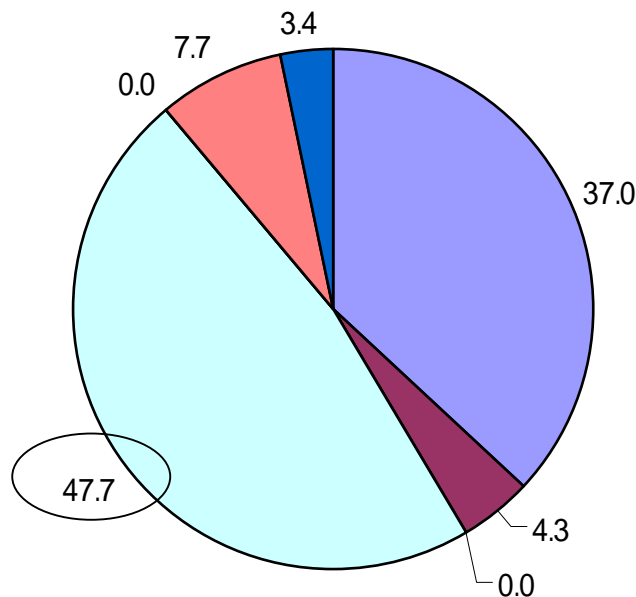
## 就業規則変更時の労働者の 意見書作成方法(労働組合有無別)



## 1. 就業規則の変更

# 過半数組合がある使用者の 意見書作成方法

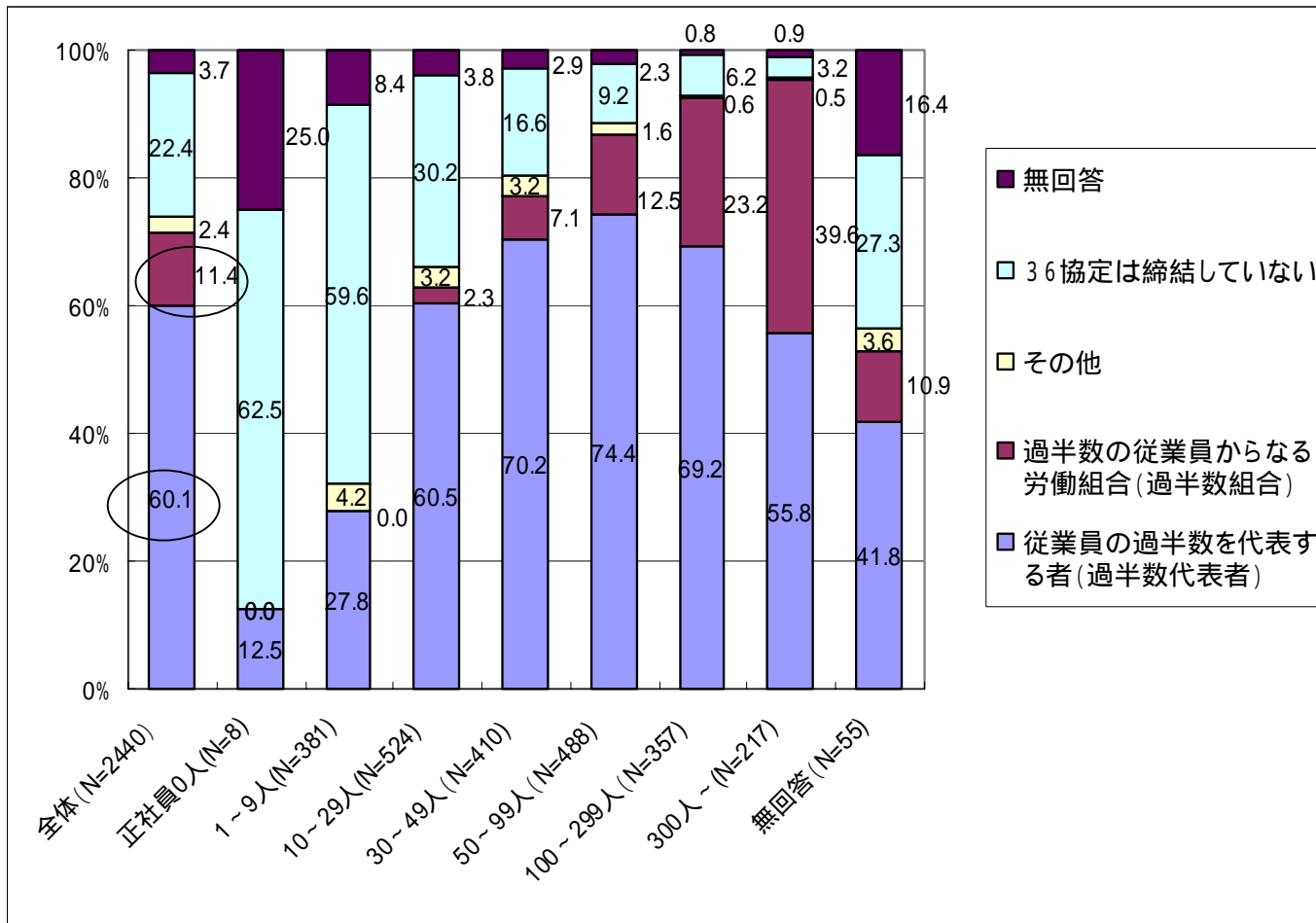
過半数組合である(N=235)



- 従業員の日々の意見を基に、会社側が作成した
- 従業員代表者と思われる従業員が作成した
- 選挙または信任によって選出された従業員代表者が作成した
- 過半数の従業員からなる労働組合(過半数組合)が作成した
- 過半数組合ではないその他の労働組合が作成した
- 意見書は作成していない
- 無回答

## 2. 三六協定

# 三六協定の労働者側当事者





## 2. 三六協定

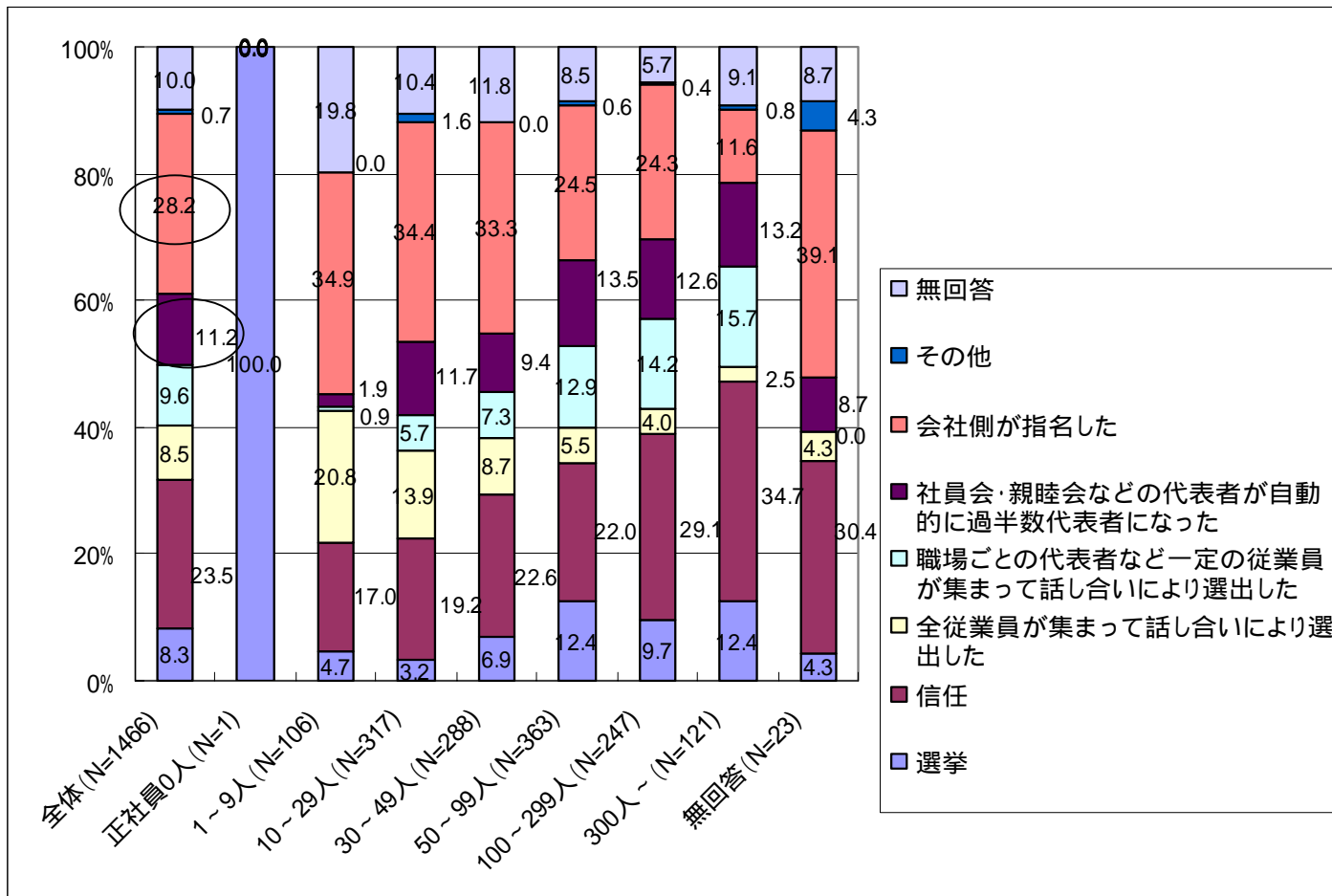
# 三六協定の労働者側当事者 (労働組合有無別)

問17組合有無(二分)と問11.時間外労働・休日労働に関する協定(「36協定」)の従業員側当事者(SA)の加入表

			問11.時間外労働・休日労働に関する協定(「36協定」)の従業員側当事者(SA)					合計
			従業員の過半数を代表する者(過半数代表者)	過半数の従業員からなる労働組合(過半数組合)	その他	36協定は締結していない	無回答	
問17組合有無(二分)	労働組合あり(選択肢1,2)	度数	72	274	5	7	2	360
		問17組合有無(二分)の%	20.0%	76.1%	1.4%	1.9%	.6%	100.0%
	労働組合なし(選択肢3,4,5)	度数	1378	1	53	532	75	2039
		問17組合有無(二分)の%	67.6%	.0%	2.6%	26.1%	3.7%	100.0%
	無回答	度数	16	2	1	8	14	41
		問17組合有無(二分)の%	39.0%	4.9%	2.4%	19.5%	34.1%	100.0%
合計	度数	1466	277	59	547	91	2440	
	問17組合有無(二分)の%	60.1%	11.4%	2.4%	22.4%	3.7%	100.0%	

## 2. 三六協定

# 過半数代表者の選出方法



## 今回のアンケート調査でわかったこと

中小企業において、労働基準法が定める労働条件決定への労働者の参加は、どのくらい機能しているか

- ・就業規則変更時の意見書作成が適法に行われているのは2割のみ。
- ・過半数代表者の選出が4割の企業で適法に行われていない。
- ・意見書作成も過半数代表者の選出も、労働組合が存在する場合は適正に行われている。しかし、意見書作成については、組合が存在しても半数近くは適正に行われていない。

## 本報告について

・本報告で紹介した調査結果の詳しい内容については、

JILPTプロジェクト研究シリーズNo.2『労働条件決定システムの現状と方向性－集团的発言機構の整備・強化に向けて－』187～233頁をご参照ください(JILPTウェブサイトでもご覧になれます)。

ご清聴ありがとうございました。